

# 会員ニュース

2016. 10 (新-67号)  
日本電気管理技術者協会  
事務局編集

先日まで汗を拭いておりましたのに、もはや肌寒の候となってしまいました。  
毎度申し上げておりますが、皆様体調管理には十分お気をつけ頂きますようお願いいたします。

さて、思わぬ秋野菜の高値にネを上げる事務局より「会員ニュース(67号)」をお届けします。



(2016年10月、練馬区某所 柿の色づき)

黒田さん諦めちゃったの？インフレターゲット

日銀の おぼえめでたき 秋野菜

1. 10月25日、電安課のHPに「『主任技術者制度の解釈及び運用(内規)』の一部改正に伴う外部委託承認申請に係る契約書のサンプルを更新しました。」が掲載されました。

これは、同じく10月25日に掲示された「主任技術者制度～(内規)」改正によるPCB含有の電気工作物への対応のための更新です。

なお、12月1日以降の「外部委託承認申請」はこの「サンプル契約書」の内容で申請することになります。

資料「委託契約書サンプル(一般・発電所)」をご参照ください。

【注】第3条の5(赤太文字下線付き) が追加された項目です。】

会員の皆様へは、「入力書式(改訂版)」を12月1日に間に合うようお届けする予定です。  
その他ご不明の点は、事務局へお気軽にお問い合わせください。

2. 10月4日、電力安全課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(9.30)」をご参照ください。

3. 10月7日、経産省のHPに「電力小売自由化に関する消費者選択行動アンケート調査結果を取りまとめました」が掲載されました。

4月から始まった電力小売自由化が消費者に与える価値を分析するアンケート調査を消費者に行った結果、90%以上が認知していることが明らかになりました。(事務局まとめ)とのことです。

詳細は、添付資料「電力小売自由化アンケート結果」をご参照ください。

4. 10月17日、同HPに「『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』に基づく指針を制定しました」が掲載されました。

経済産業省は、電力・ガス取引監視等委員会の建議を踏まえ、一般配電事業者が行う公募調達において、その公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法等について定めた「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針を制定しましたのでお知らせします。とのことです。

詳細は、資料「一般送配電事業者公募調達の考え方の指針」をご参照ください。

## 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（サンプル）

〇〇株式会社(以下「甲」といいます。)と電気管理技術者 ×× ×× (以下「乙」といいます。)とは、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」といいます。)の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

### 第1条 (契約対象自家用電気工作物の概要)

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

- |              |                |           |
|--------------|----------------|-----------|
| (1) 事業場の名称   | 〇〇株式会社         | 〇〇工場      |
| (2) 事業場の所在地  | 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 |           |
| (3) 需要設備     |                |           |
| ア. 受電電圧      | 6,600          | ボルト       |
| イ. 設備容量      | 150            | キロボルトアンペア |
| ウ. 非常用予備発電装置 |                |           |
| ① 発電機定格出力    | —              | キロワット     |
| ② 発電機定格電圧    | —              | ボルト       |
| ③ 原動機の種類     | —              |           |

破線内は、必須事項を示す

### 第2条 (委託業務の内容)

1 乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。

- 甲は、第1条の事業場について乙と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者本人であることを確認すること。
- 乙は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された電気管理技術者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。

甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

- 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは〇〇電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うことと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行います。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとします。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

### 第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 毎月1回  |
| (2) 年次点検 | 毎年1回  |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

#### 【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	
<受・配電盤>		
<接地工事> 接地線、保護管等	<測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定、保護継電器の動作 特性試験及び保護継電器と 遮断器等の連動動作試験、 自動始動・停止試験、運転 中の発電電圧及び発電電圧 周波数（回転数）の異常の 有無
〈蓄電池設備〉	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱 の有無 〈測定項目〉 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加 え、蓄電池設備のセルの電 圧、電解液の比重、温度測 定
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の 適否 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。
- 3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。

- (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

**5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。**

#### 第4条（委託手数料）

1 第2条及び第3条に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

月次及び年次点検手数料 ( \*\* , \*\*\*円 ) (消費税を除く。)

2 前項以外の手数料は、乙の別に定める規定によりその都度算定します。

#### 第5条 (支払条件等)

1 甲は次の支払条件のいずれかにより、前条の手数料を乙に支払うものとします。

なお、新規契約時及び契約内容変更等の初回支払い日は、乙の指定した日とします。

(以下略)

#### 第6条 (連絡責任者等)

1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとします。

4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。

5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

#### 第7条 (甲及び乙の協力及び義務)

1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

#### 第8条 (代行者)

1 乙は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から第1条に定める保安業務を代行する者 (以下、「代行者」という。) を選び、その業務を代行させるものとします。

2 前項に定める「代行者」は次のとおりとします。

氏名 △△ △△ (所属: )

#### 第9条 (記録の保存)

1 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとします。

#### 第10条 (損害賠償)

1 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

#### 第11条 (機密の保持)

1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

#### 第12条 (契約期間内の更改)

1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

(1) 設備容量が変更された場合

- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
- (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合
- (7) 乙が保安業務手数料等を変更する場合

#### 第13条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
  - (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
  - (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
  - (1) 廃止された場合
  - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
  - (3) 一般用電気工作物となった場合
  - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
  - (5) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が2,000キロワットを超えた場合
  - (6) (5)以外の発電所にあつては出力が1,000キロワットを超えた場合
  - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

#### 第14条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。  
ただし、この保安管理業務の委託契約の期間満了までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

#### 第15条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

委託者（甲）  
住 所  
氏 名

㊟

受託者（乙）  
住 所  
氏 名

㊟

**注意：委託契約書の押印は、他人に任せず必ず委託者及び受託者本人が行って下さい。**

（参考）行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造又は変造した者は、3月以上5年以下の懲役に処される恐れがあります。（刑法第161条）  
また、偽造した文書又は図画を行使した者も、3月以上5年以下の懲役に処される恐れがあります。（刑法第161条）

## ※発電所が有る場合

### 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（サンプル）

〇〇株式会社(以下「甲」といいます。)と電気管理技術者 ×× ×× (以下「乙」といいます。)とは、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

#### 第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

- |              |                |             |
|--------------|----------------|-------------|
| (1) 事業場の名称   | 〇〇株式会社         | 〇〇工場        |
| (2) 事業場の所在地  | 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 |             |
| (3) 需要設備     |                |             |
| ア. 受電電圧      | 6,600          | ボルト         |
| イ. 設備容量      | 150            | キロボルトアンペア   |
| ウ. 非常用予備発電装置 |                |             |
| ① 発電機定格出力    | —              | キロワット       |
| ② 発電機定格電圧    | —              | ボルト         |
| ③ 原動機の種類     | —              |             |
| (4) 発電所      |                |             |
| ア. 種類        |                | 内燃力（ガスエンジン） |
| イ. 発電電圧      | 200            | ボルト         |
| ウ. 出力        | 30             | キロワット       |

破線内は、必須事項を示す

#### 第2条（委託業務の内容）

1 乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。

- 甲は、第1条の事業場について乙と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者本人であることを確認すること。
- 乙は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された電気管理技術者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。

甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

- 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは〇〇電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し

等に関する指示を行うことと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行います。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとします。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

### 第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

(1) 月次点検	毎月1回
(2) 年次点検	毎年1回
(3) 臨時点検	必要の都度

【需要設備】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

【内燃力発電所・ガスタービン発電所】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<発電設備> 原動機、発電機、始動装置等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
〈配電盤等〉 遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、 保護継電器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
〈燃料供給設備〉 貯蔵・供給装置	〈測定項目〉 電圧、電流等測定	
冷却・排熱回収設備	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
発電設備の建物・室、キュービクルの 金属箱、給・排気設備		

### 【太陽電池発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
太陽電池アレイ	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
接続箱	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	単独運転検出機能の確認、指示計器の状態
パワーコンディショナー	接地線等の保安装置の取付け状態	
系統保護装置		

### 【風力発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
〈発電設備〉 発電装置（風車）、支持工作物、電気系統、運転制御装置	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 他物との隔離距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
蓄電池設備	〈外観点検〉 異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 〈測定項目〉 蓄電池電圧測定	蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。
- 3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。
- 4 低圧回路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。
  - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
  - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

**5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。**

#### 第4条（委託手数料）

- 1 第2条及び第3条に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

月次及び年次点検手数料（ \*\* , \*\*\*円 ）（消費税を除く。）

- 2 前項以外の手数料は、乙の別に定める規定によりその都度算定します。

#### 第5条（支払条件等）

- 1 甲は次の支払条件のいずれかにより、前条の手数料を乙に支払うものとします。  
なお、新規契約時及び契約内容変更等の初回支払い日は、乙の指定した日とします。  
（以下略）

#### 第6条（連絡責任者等）

- 1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとします。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

#### 第7条（甲及び乙の協力及び義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

#### 第8条（代行者）

- 1 乙は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から第1条に定める保安業務を代行する者（以下、「代行者」という。）を選び、

その業務を代行させるものとします。

2 前項に定める「代行者」は次のとおりとします。

氏名 △△ △△ (所属: )

#### 第9条 (記録の保存)

1 乙が実施し報告した保安全管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとします。

#### 第10条 (損害賠償)

1 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

#### 第11条 (機密の保持)

1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

#### 第12条 (契約期間内の更改)

1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の種類、定格電圧又は出力が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合
- (7) 乙が保安業務手数料等を変更する場合

#### 第13条 (契約の解除等)

1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとします。

3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安全管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が2,000キロワットを超えた場合
- (6) (5)以外の発電所にあっては出力が1,000キロワットを超えた場合
- (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

#### 第14条 (契約期間)

1 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

ただし、この保安全管理業務の委託契約の期間満了までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

#### 第15条 (契約事項等の解釈)

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲

と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

委託者 (甲)  
住 所  
氏 名

㊦

受託者 (乙)  
住 所  
氏 名

㊦

**注意：委託契約書の押印は、他人に任せず必ず委託者及び受託者本人が行って下さい。**

(参考) 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造又は変造した者は、3月以上5年以下の懲役に処される恐れがあります。(刑法第161条)  
また、偽造した文書又は図画を行使した者も、3月以上5年以下の懲役に処される恐れがあります。  
(刑法第161条)

# 関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成28年9月30日時点

平成28年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	19 (19)
電気火災		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
停電波及		6	10	8	18	16	12	6	9	7	11	5	9	117
主要電気工作物破損等		2	2	0	2	0	2	1	2	3	4	1	2	21
件数		8	15	9	23	19	15	9	16	10	17	7	11	159

平成28年度

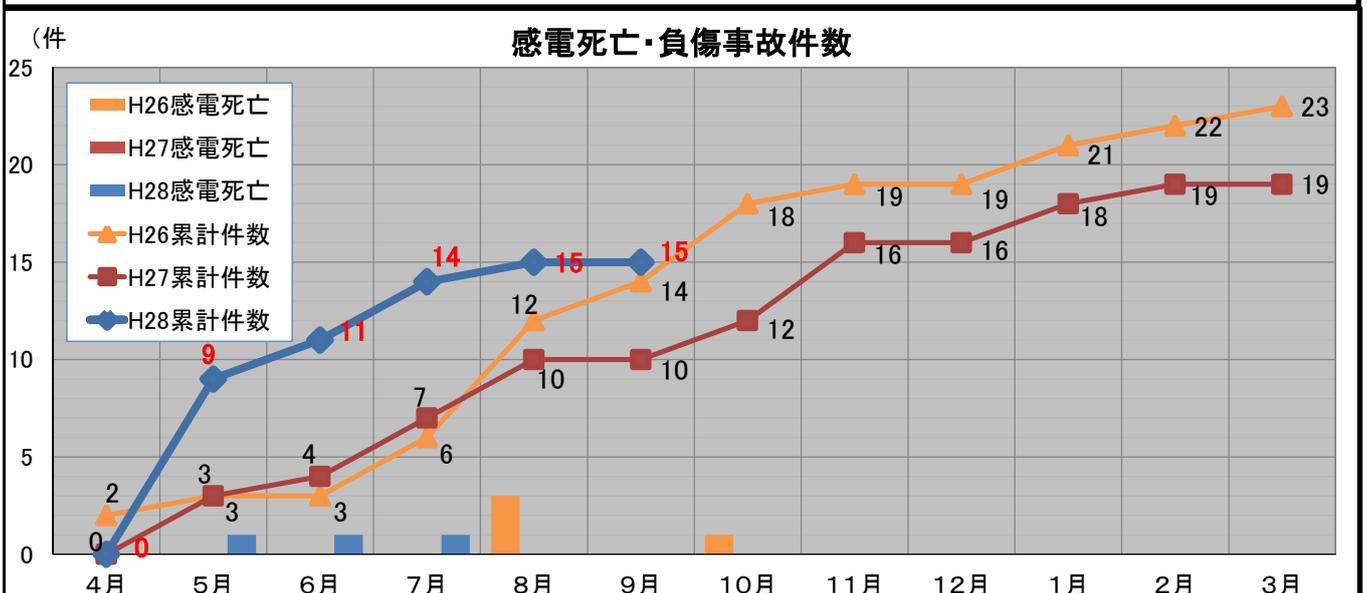
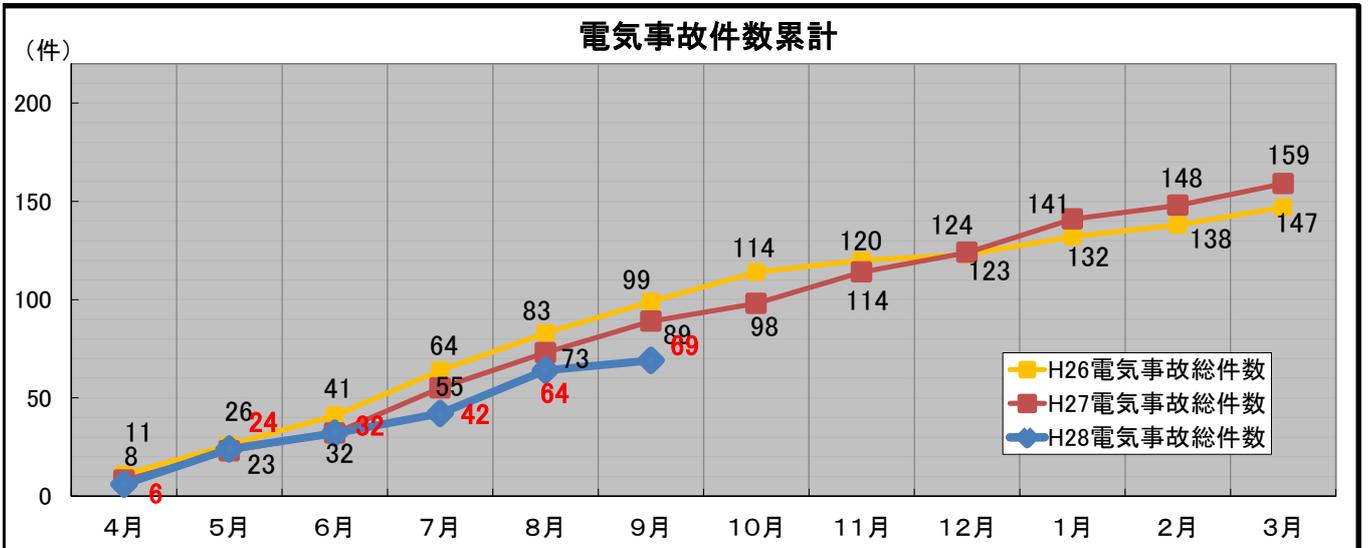
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)							3 (3)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	1 (3)	0 (0)							12 (14)
電気火災		0	0	0	0	0	0							0
停電波及		4	8	6	7	20	1							46
主要電気工作物破損等		2	1	0	0	1	4							8
発電支障		0	0	0	0	0	0							0
件数		6	18	8	10	22	5							69

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の( )は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



平成 28 年 10 月 7 日



## 電力小売自由化に関する消費者選択行動アンケート調査結果を 取りまとめました

～電力自由化は半年で 90%以上の消費者が認知～

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 4 月から始まった電力小売自由化の実施により、電力自由化が消費者に与える価値を分析するアンケート調査を国内の消費者に対しインターネットを通じて本年 9 月に行いました。  
その結果、電力自由化から半年で 90%以上の消費者が電力自由化を認知していることが明らかになりました。  
今回の調査結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、引き続き、電力及びガスの小売自由化に関する周知に取り組んでまいります。

### アンケート調査結果のハイライト

- ① 電力の小売自由化の認知は、90%以上(90.6%)に達する。(図表1)
- ② 東京電力管内(31.2%)や関西電力管内(29.9%)は内容認知が約 30%なのに対して、中国(18.0%)、四国(19.8%)、九州(18.5%)の各電力管内では 20%を下回っており、地域差が現れている。(図表2)
- ③ 非変更者(電力の購入先または料金プランを変更していない者)は購入先の比較検討を約 30%近く(27.2%)が行っているが変更までには至っていない。(図表3)
- ④ 電気の購入先を変更しない理由として、「メリットがよくわからない」(44.0%)「なんとなく不安」(37.3%)が多くあがっており、自由化についての理解不足や不安感が変更の阻害要因となっている。(図表4)
- ⑤ 実際に電気の購入先を変更した人の 80%以上(82.1%)が変更時の手続きが簡単だったと感じている。(図表5)
- ⑥ 電気の購入先変更時の手続きに関しては、約 60%(59.6%)の人が 30 分未満で完了している。(図表6)

- ⑦ 料金プラン変更の満足度に関しては、変更者のうち、約 90%(88.6%)の人が「自分がほしいレベル以上」と感じている。(図表7)
- ⑧ 電気の購入先または料金プラン変更後の満足理由、推奨理由としては「月々の電気料金が安いこと」が最も高い。(図表8)
- ⑨ 電気の購入先または料金プランを変更後、約 60%近く(57.7%)の人が自身の生活に関して何らか変化があったと感じており、その中でも「節電意識が高まった」(26.6%)、「電気料金が安くなって他のことに使える金額が増えた」(26.0%)と感じている人が多い。(図表9)

【電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業の概要】

- ・ 調査目的:本年4月から始まった電力小売自由化の実施により、電力自由化が消費者に与える価値を分析すること
- ・ 調査方法:インターネット調査
- ・ 調査期間:2016年9月6日～7日
- ・ 調査エリア:全国(沖縄電力管内居住者は除く)
- ・ 調査対象:スクリーニング調査 全国(沖縄電力管内居住者は除く)20～69歳男女。<sup>A)</sup>  
本調査 電気の購入先または電気料金プランを変更した20～69歳男女。<sup>B)</sup>
- ・ サンプル数:スクリーニング単体集計 10,000ss<sup>C)</sup>  
本調査集計 1,000ss<sup>D)</sup>

- A) 電気・電力関連業、ガス・熱供給業、コンサルティング業、調査業・広告代理業は対象外。スクリーニング調査として約30,000ssを回収。そこから、SC単体集計用に性年代の人口構成に合わせて、10,000ssを抽出。
- B) 本調査回答者はスクリーニング全回収30,000ssから、1,000ssをエリアごとの切り替え件数に基づいて抽出。
- C) 20代(男性:818、女性:774)、30代(男性:1009、女性:981)、40代(男性:1146、女性:1127)、50代(男性:952、女性:955)、60代(男性:1089、女性:1151)
- D) 東京電力管内居住者:590、中部電力管内居住者:74、関西電力管内居住者:203、北海道電力管内、東北電力管内、北陸電力管内居住者:81、中国電力管内、四国電力管内、九州電力管内居住者:52

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会 事務局 総務課長 新川

担当者:岩男、櫻井

電話:03-3501-1511(内線 4361～4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

平成 28 年 10 月 17 日

資源エネルギー庁

## 「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」

### に基づく指針を制定しました

経済産業省は、電力・ガス取引監視等委員会の建議を踏まえ、一般送配電事業者が行う公募調達において、その公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法等について定めた「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針を制定しましたのでお知らせします。

本年 4 月に施行された第 2 弾の改正電事法により、新しいライセンス制度が導入されたことを受けて、一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うこととなっています。

必要な調整力を調達するにあたっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避するため、一般送配電事業者は、必要な調整力を原則として公募等の公平性かつ透明性が確保された手続きにより実施する必要がありますが、その手続きの具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられています。

このため、一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について、事前に基本的な考え方を示すことが重要です。

経済産業省では、9 月 26 日付けで電力・ガス取引監視等委員会から、電気事業法第 66 条の 13 第 1 項の規定に基づく「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針の制定に関する建議を受けたことを踏まえ、同指針を制定しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長 山影

担当者: 宮井、田中

電話: 03-3501-1511(内線 4761~5)

03-3501-1749(直通)

03-3580-8591(FAX)